

**富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅の  
指定管理候補予定者の選定結果について**

**1 指定管理者を募集した公の施設**

- (1) 名称 富山県創業支援センター、富山県創業・移住促進住宅  
 (2) 所在地 富山市蓮町1丁目7番

**2 指定管理者の募集概要**

(1) 指定管理者に実施させる業務概要

創業支援センター	創業・移住促進住宅
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・創業を支援する事業に関する業務</li> <li>・利用者の公募に関する業務</li> <li>・利用の承認に関する業務</li> <li>・利用料金の徴収に関する業務</li> <li>・その他管理に必要と認められる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の維持管理に関する業務</li> <li>・入居の決定及び駐車場の利用の承認に関する業務</li> <li>・家賃及び駐車料金の徴収に関する業務</li> <li>・明渡しの請求に関する業務</li> <li>・その他管理に必要と認められる業務</li> </ul>

(2) 業務指定期間

令和7年4月～令和10年3月（3年間）

**3 公募状況**

- (1) 申請者数 1団体  
 (2) 申請者 蓮町創業支援拠点運営共同体  
 （代表者：株式会社バロン、構成員：合同会社シェアライフ富山、株式会社ATOMica）

**4 審査結果**

10月10日に指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理者候補予定者を選定しました。

(1) 審査基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト (%)
1 県民の平等な利用の確保（手続条例第4条第1号）	平等な利用を妨げる管理運営がなされる恐れの有無	平等利用が確保されない場合は選定しない。
2 公の施設の効用の最大限の発揮（手続条例第4条第2号）	施設設置目的の達成（センター・住宅共通）	10%
	サービスの向上（センター）	15%
	サービスの向上（住宅）	15%
	利用の増加（センター）	15%
	入居率の増加（住宅）	15%
3 施設の効率的な管理（手続条例第4条第2号）	経費節減策	10%
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（条例第4条第3号）	申請者の財政的基礎及び信用力	20%
	申請者の人的構成	
合計		100%

(2) 審査結果・選定理由

申請者	審査項目	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 (490点中)	3 施設の効率的な管理 (70点中)	4 管理を確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (140点中)	合計 (700点中)
蓮町創業支援拠点運営共同体		適	366.0	43.0	89.5	498.5

審査の概要

申請者が1者であったため、審査基準（1を除く）ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- ・審査基準1～4のすべてについて、合格点（6割）を超える得点を得た。
- ・審査項目1については、適正と評価された。
- ・審査項目2については、施設の設置目的の達成や管理運営方針について一定の水準を満たしていると評価された。起業家の掘り起こしや施設の利用促進等のための様々なイベントを活発に開催予定であることや、コミュニティマネージャーの常駐により、利用者ニーズの把握や質の高いサービスの提供が期待されることが評価された。
- ・審査項目3については、指定管理料の上限額の範囲内となっており、適正と評価された。
- ・審査項目4については、施設管理や創業支援等の各分野で実績のある企業で構成された共同体であり、適正と評価された。

(総評)

これまでの実績やノウハウに加え、利用者増加のための方策やサービスの向上に向けた方策などが総合的に評価された。